



島根県報

平成26年 8 月22日 (金)

号外 第 108 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第478号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年 8 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	掛合大東線	雲南市木次町西日登591番3地先から同611番1地先まで	前	メートル 5.16～ 11.59	メートル 149.40	雲南県土整備事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	5.16～ 14.55	149.40		
〃	宮内掛合線	雲南市掛合町入間719番10地先から同742番4地先まで	前	4.80～ 37.70	325.50	道路改良工事 拡幅	
			後	10.20～ 55.70	325.50		
〃	出雲平田線	出雲市美談町字仲田1474番地先から同市西代町字隅田96番地先まで	前 A	3.00～ 7.00	997.80	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 河川改修に伴う付替 ダブルウェイ 仮設道設置	
			後	A	3.00～ 7.00		997.80
				B	3.00～ 7.00		997.80

島根県告示第479号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年 8 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	掛合大東線	雲南市木次町西日登591番3地先から同611番1地先まで	メートル 149.40	平成26年 8月22日	雲南県土整備 事務所	